

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

現在も勤務している会社が申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料は滞ることなく納付書により自分で納付していた。まじめに勤務しており、この1年間だけ経済的に苦しかったということは無く、保険料は納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金被保険者資格を再取得した昭和52年4月から、同資格を喪失した57年3月までの期間において、申立期間以外は保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の保険料を納付しながら、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当時継続して会社（当時は、厚生年金保険非適用事業所）勤めをしており、転居もしていないなど、申立人の経済状況に特に変化は無かったとみられることから、申立期間の保険料を納付できなかった事情も見当たらない。

さらに、A市の国民年金検認報告書によると、申立期間は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年12月まで

私は、申立期間について、国民年金保険料の納付時期や納付方法については覚えていないが、役所の窓口で2回ぐらいに分けて、総額2万円から3万円の保険料を納付した。窓口の担当職員は預かっていたと言っていたので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する「国民年金手帳受払及び連名簿」によれば、申立人の国民年金加入は同市で昭和51年1月に受け付けられ、国民年金手帳記号番号は同年2月に払い出されていることが確認できる。これ以前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって20歳到達時である36年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続が行われた51年1月を基準とすると、48年10月から50年3月までの保険料については過年度納付が可能であった。

また、申立人は、この加入手続が行われた昭和51年1月の時点では、35歳であり、これ以降保険料を未納無く納付しなければ国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要。）が図れなかったところ、申立人の納付記録を見ると、i) 加入手続前の50年1月から同年12月までの保険料を52年3月に過年度納付し、その後60歳到達までの国民年金加入期間について未納無く保険料を納付し、付加保険料も複数回納付していること、ii) 厚生年

金保険被保険者であった3期間において国民年金保険料を納付し、還付を受けていることから、申立人は加入手続時点で受給権確保を図るため、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる。このため、受給権確保に努めていた申立人が、加入手続時点で過年度納付が可能であった、申立期間のうち48年10月から49年12月までの期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人が役所の窓口で納付したとする保険料（2万円から3万円）は、前述の申立期間のうち過年度納付が可能な期間の保険料と52年3月に過年度納付した期間の保険料を合計した保険料（2万5,650円）と近似している。

一方、申立期間のうち昭和46年1月から48年9月までの期間については、前述の加入手続が行われた51年1月を基準とすると、時効により保険料を納付することはできない上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年3月まで

私は、20歳になったころ、A町の集金人から国民年金の加入を勧められ、義母が役場で私の国民年金加入手続を行った。加入手続以降は義母が、私たち夫婦及び義妹の国民年金保険料を3人分まとめて、集金人に納付していた記憶がある。申立期間は、夫及び義妹は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除き60歳到達時の前月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年9月29日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたとみられ、この払出日を基準にすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、義母が保険料を納付していたとする夫及び義妹の納付記録を見ると、夫及び義妹共に加入手続時点で過年度納付となる期間があったものの、当該期間はいずれも納付済みとされている上、申立期間を含む国民年金加入期間はすべて納付済みとされている。このため、当時、夫及び義妹の保険料を納付していたとする義母は、申立人についても加入手続時点で過年度納付が可能であった期間の保険料についてさかのぼって納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は一緒に国民年金に加入し、初めて国民年金保険料の集金があった日に、夫婦の昭和36年4月から38年6月までの保険料を一括納付した。それにもかかわらず、私たち夫婦が申立期間の保険料を未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、かつ、申立人夫婦は、申立期間を除き60歳到達時の前月までの国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、夫婦共に複数年にわたり付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月に夫婦連番で払い出され、その資格取得日は36年3月31日とされている。このため、申立人が、申立期間を含む同年4月から38年6月までの保険料を一括納付したと主張する同年6月の時点では、申立人夫婦共に申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人夫婦共に昭和37年度以降の保険料は納付済みとされており、妻が所持する国民年金手帳を見ると、38年度は検認印が押されているものの、36年度及び37年度は検認印が押されていないことが確認できる。このことから、納付済みとされている同年度の保険料は過年度納付されたものと推認できる。このため、前述のとおり、一括納付したとする昭和38年6月の時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料についても申立人夫婦共に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は一緒に国民年金に加入し、初めて国民年金保険料の集金があった日に、夫が夫婦の昭和36年4月から38年6月までの保険料を一括納付した。それにもかかわらず、私たち夫婦が申立期間の保険料を未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、かつ、申立人夫婦は、申立期間を除き60歳到達時の前月までの国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、夫婦共に複数年にわたり付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月に夫婦連番で払い出され、その資格取得日は36年3月31日とされている。このため、夫が、申立期間を含む同年4月から38年6月までの保険料を一括納付したと主張する同年6月の時点では、申立人夫婦共に申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人夫婦共に昭和37年度以降の保険料は納付済みとされており、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、38年度は検認印が押されているものの、36年度及び37年度は検認印が押されていないことが確認できる。このことから、納付済みとされている同年度の保険料は過年度納付されたものと推認できる。このため、前述のとおり、一括納付したとする昭和38年6月の時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料についても申立人夫婦共に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案3775

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年6月まで

私は、申立期間においてはA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社における標準報酬月額の記録の一部が低い額となっていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和61年7月から62年6月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年7月31日）より後の同年9月8日付けで、遡^{そきゅう}及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、営業担当としてA社に勤務しており、経理及び社会保険事務には従事していなかった。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務に係る権限を有しておらず、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年3月1日、資格喪失日が18年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年3月1日から同年4月1日まで
私は平成17年2月にA社に入社し、18年3月末に退社した。

社会保険庁(当時)の記録によると、資格喪失日は平成18年3月1日となっており、申立期間が空白になっていることが分かった。同年4月分の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における被保険者記録は、資格取得日が平成17年3月1日、資格喪失日が18年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が保管していた給与明細書、A社から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、平成18年3月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書から確認できる総支給額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年4月から同年7月までは41万円、同年8月から同年12月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月まで

A社に、昭和62年8月16日から在職し、平成3年4月から同年12月までの期間も、従前と同様の給与で働いており、給与の減額や厚生年金保険料の減額も無く、その旨の連絡や説明も受けていない。ねんきん定期便で標準報酬月額が違っていることが分かったので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年7月までは41万円、同年8月から同年12月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（4年1月31日）より後の同年5月29日付けで、遡及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、上記減額訂正処理は、雇用保険の加入記録から確認できる申立人の離職日（平成4年1月30日）の約4か月後に行われている上、同社の当時の経理担当役員及び同僚から、申立人は、申立期間当時、システム開発担当役員として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかった旨の証言が得られていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年7月までは41万円、同年8月から同年12月までは47万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年1月21日から同年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月21日から同年3月1日まで

私は、平成14年3月にA社に入社し、申立期間については、関連会社のB社で勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務（平成15年1月21日に同社からC社に異動、同年2月21日に同社からB社に異動。）していたことが認められる。

また、A社から提出された賃金台帳により、申立人の給与から平成15年1月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、上述のとおり、申立人は、平成15年1月21日にA社から関連会社のC社に異動したことが認められるものの、A社の賃金台帳により、同年1月の厚生年金保険料は、同社により給与から控除されていることが確認できることから、申立期間については、同社における資格喪失日に係る記録を同年2月21日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成15年1月21日から同年2月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年1月の標準報酬月額については、A社の賃金台帳で確認で

きる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の関係資料が無いため不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成15年2月21日から同年3月1日までの期間については、A社から提出された同社、B社及びC社の賃金台帳により、申立人の給与から同年2月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年2月から同年7月までは26万円、同年8月から8年2月までは28万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年4月まで

A社の標準報酬月額は、当時私が受け取っていた給与額よりも低いので、給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成7年2月から同年7月までは26万円、同年8月から8年2月までは28万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主が9万8,000円を申立人の申立期間に係る標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

申立期間に支給されたA社の賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、その被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者記録を賞与額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から33年2月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年4月1日に、資格喪失日に係る記録を33年2月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月初旬から33年2月ごろまで

私は、A社に入社した時に厚生年金保険、健康保険及び失業保険への加入を確認したことや、病気になって抗生物質を服用した時に健康保険がきかなかつたことを記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「入社したときには、既に申立人が勤務していた。」と証言しているとともに、33年2月11日に被保険者資格を喪失している同僚は、「申立人より先にA社を退職した。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも32年4月1日から33年2月11日までの期間において同社に勤務していたことが推認される。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者資格のある同僚は、「A社はB社の下請会社であり、同じ親会社の下請会社が集まって作った組合に加入しており、同組合では、従業員全員を厚生年金保険に加入させることとしていたため、A社の従業員も全員が厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、当時の同僚11人も、「A社では、従業員全員が厚生年金保険に加入し、試用期間も設けられていなかった。」と証言している。

さらに、申立人及び同僚5人が証言した申立期間当時のA社の従業員数(40人程度)と、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から33年2月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と経歴が類似する同僚における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年5月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月から33年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年4月1日から33年2月11日まで以外の期間については、複数の同僚に聴取しても、当該期間に係る申立人の勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、連絡先不明で照会できないため、申立人の当該期間における勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年1月11日）及び資格取得日（同年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月11日から同年11月1日まで

私は、申立期間について、勤務場所の異動はあったものの、継続してA社に勤務していたことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において昭和41年12月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年1月11日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得しており、同年1月から同年10月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人が、昭和44年1月16日及び同年9月13日を撮影年月日とするA社の社員旅行の写真を所持しており、申立期間当時の勤務状況について、「A社B支店の営業開始に伴い、同社C支店から異動となった。」旨の証言をしているところ、同社B支店の営業開始日は、当該事業所の沿革を記す資料によると、同年7月25日であり、申立期間内にあることが確認できる。

また、A社に係る申立期間後の被保険者記録は、「A社に昭和45年10月まで勤務した。」との申立人の申出を受けて、社会保険庁（当時）で未統合の記録として確認され、平成21年7月に新たに統合されたものであることから、申立期間についても勤務があったとする申立人の証言には、相当程度の信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、上記の異動を共にし、両事業所において申立人と同様に販売業務に従事したとする同僚が、申立人について、「申立期間における継続勤務があり、業務内容等の変更も無かった。」と証言しており、かかる事業所で申立期間における勤務があったとする同僚に関する両者の証言内容も一致していることを踏まえると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

加えて、A社の各事業所に係る厚生年金保険の適用については、申立人の申立期間前後の被保険者記録に係る適用事業所において一括適用されていることから、事業所間の異動を契機として被保険者資格を喪失する事情は無く、上述の同僚(婚姻に伴う氏名変更の可能性があること及び生年月日が不明であることにより、記録の確認ができない者を除く。)には、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年12月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者資格取得確認通知書により、事業主が厚生年金保険被保険者記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和44年1月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を43年5月及び同年6月は2万8,000円、同年7月から44年4月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から44年5月13日まで
ねんきん特別便の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。しかし、私は、昭和43年4月1日に入社し、46年5月15日に退職するまで1日の空白も無くA社に継続して勤務しており、申立期間も同社B支店で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事発令書及び同社の証言から、申立人が申立期間において正社員として同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間にA社B支店で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、「申立人は、申立期間も正社員としてA社B支店に勤務し、業務内容の変更も無かった。」と証言している。

さらに、A社B支店は、昭和44年5月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同社本社で一括適用となっており、その際、申立人は、同日付けで同社本社における被保険者資格を取得しているところ、申立人と同様に同日付けで同社本社における被保険者資格を取得し、当該一括適用時まで同社B支店に勤務していた同僚は、全員、同日まで同社同支店における被保険者記録が継

続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和43年4月のオンライン記録、及びA社B支店の同職種の同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年5月及び同年6月を2万8,000円、同年7月から44年4月までを3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る被保険者資格の喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和43年5月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月は24万円、同年9月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から同年10月1日まで

私は、平成11年1月1日にA社に入社後、13年10月25日まで継続して同社に勤務した。しかし、11年10月1日付けで関連会社であるB社へ転籍した際の厚生年金保険の被保険者記録が2か月間空白となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の記録及び健康保険組合の健康保険在籍証明書により、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（平成11年10月1日にA社からB社に異動。）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成11年8月は24万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が平成11年8月1日を申立人の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月及び同年9月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年12月1日、資格喪失日が11年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月31日から同年8月1日まで

私は、B市にあったA社に平成11年7月31日まで勤務し、その後、同社がC市に移転した後も同年8月2日から現在まで勤務している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年12月1日、資格喪失日が11年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給料明細一覧表及び理由書により、申立人は、同社に平成11年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細一覧表の保険料控除額

及び平成11年6月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って平成11年7月31日として社会保険事務所（当時）に届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年12月1日、資格喪失日が11年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月31日から同年8月1日まで

私は、B市にあったA社に平成11年7月31日まで勤務し、その後、同社がC市に移転した後も同年8月2日から現在まで勤務している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年12月1日、資格喪失日が11年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給料明細一覧表及び理由書により、申立人は、同社に平成11年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細一覧表の保険料控除額

及び平成11年6月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って平成11年7月31日として社会保険事務所（当時）に届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年3月1日、資格喪失日が11年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月31日から同年8月1日まで

私は、B市にあったA社に平成11年7月31日まで勤務し、その後、同社がC市に移転した後も同年8月2日から現在まで勤務している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年3月1日、資格喪失日が11年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された給料明細一覧表及び理由書、並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に平成11年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細一覧表の保険料控除額及び平成11年6月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って平成11年7月31日として社会保険事務所（当時）に届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年3月1日、資格喪失日が同年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月31日から同年8月1日まで

私は、B市にあったA社に平成11年7月31日まで勤務し、その後、同社がC市に移転した後も同年8月2日から平成20年12月20日まで勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年3月1日、資格喪失日が同年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月31日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書、A社から提出された給料明細一覧表及び理由書、並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に平成11年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等の保険料控除額及び平成11年6月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って平成11年7月31日として社会保険事務所（当時）に届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年4月19日に、資格喪失日に係る記録を同年9月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年4月は2万4,000円、同年5月から同年8月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月19日から同年9月19日まで

私は、昭和38年9月23日にA社に入社し、平成3年5月31日に退職するまで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、A社B支店C営業所に勤務していた期間が未加入とされている。

保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、給与明細書、健康保険組合から提出された被保険者名簿、雇用保険の記録、及びA社から提出された人事記録カードにより、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年4月19日に同社B支店から同社B支店C営業所に異動、同年9月19日に同社同支店同営業所から同社同支店D営業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている保険料控除額から、昭和40年4月は2万4,000円、同年5月から同年8月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、申立期間の保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和21年7月16日及び22年3月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月16日から22年1月10日まで
② 昭和22年2月12日から同年3月1日まで

提出した履歴書に明記されているように、昭和21年7月16日から22年2月28日までA事業所に勤務していた。同事業所発行の在職証明書では21年10月1日から勤務となっているものの、それ以前の資料については戦後の混乱等もあり紛失しており、確認の方法が無いとのこと。

しかし、現在のA事業所における厚生年金保険被保険者記録は、昭和22年1月10日から同年2月12日までの1か月間のみと不自然である。履歴書に記載のとおり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和26年5月10日付けの履歴書、A事業所発行の在職証明書及び同事業所提出の辞令簿により、申立人は、申立期間①のうち、21年10月1日から22年1月10日までの期間及び申立期間②において、同事業所に書記補として勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和21年7月16日から同年10月1日までの期

間については、A事業所は、「当所が再発足した21年10月より前の期間は、戦後の混乱等により資料が無い^{ため}、勤務の確認ができない。」としているものの、申立人から提出された上記履歴書に記載の職歴の内容は、申立人の公的年金記録と一致しており、信^び憑^{ょう}性が認められる上、同事業所提出の上記辞令簿の辞令内容から判断すると、申立人は、当該期間においても、同事業所に書記補として勤務していたことが推認できる。

さらに、A事業所は、「辞令簿に記載の申立人の身分である書記補は、臨時社員ではなく正社員であり、通常は厚生年金保険には入社と同時に加入する身分である。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年1月の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月1日から同年3月1日まで
A社B支店開設のため、転勤した際の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の退職者名簿、同社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年1月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年3月の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、A社B支店は、申立期間は適用事業所であったことが確認できない。しかし、同社は法人事業所であり、申立人と同様に、昭和37年1月1日に同社B支店に異動した同僚の被保険者記録の状況から判断して、同社同支店は、5人以上の従業員が常時勤務していたものと考えられることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年5月1日に、資格喪失日に係る記録を36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34年5月から同年9月までを1万2,000円、同年10月から35年9月までを1万4,000円、同年10月から36年3月までを1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から36年4月1日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していた。前職を退職してから、後の職に就くまで、間をおかずに勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚は、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、当該同僚を含む複数の同僚が、「申立人は申立期間に2年ぐらい勤務していた。」と証言している。

また、昭和36年4月1日に資格喪失している同僚は、「申立人は、私と同時期に退職したと思う。」と具体的に証言している。

さらに、申立人は、「前職を退職する前にA社の就職を決め、同社を退職する際も、事前に次の会社の再就職を決めていた。」と主張しており、オンライン記録により、A社の前に勤務していた事業所の資格喪失日が昭和34年5月1日、同社の後に勤務した事業所の資格取得日が36年4月1日であり、被保険者記録の空白期間が1年11か月であることが確認できることから、上述のとおり、複数の同僚の証言内容が申立人の主張と符合していることから判断して、

申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

加えて、当時の事務担当者を含む複数の同僚が「当時は、従業員はすべて正社員であり、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の記録から、昭和34年5月から同年9月までを1万2,000円、同年10月から35年9月までを1万4,000円、同年10月から36年3月までを1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年4月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月14日から同年5月14日まで

私は、昭和21年4月から59年11月までA社に勤務していたが、32年4月14日に同社B支店に転勤となり、同社同支店に38年3月末日まで勤務した。しかし、同社同支店で勤務した32年4月14日から同年5月14日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社の勤続者表彰名簿の写し、複数の同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和32年4月14日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年5月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間④に支給された賞与に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人の平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を8万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額（70万円、50万円及び100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成15年9月30日は70万円、16年7月10日は50万円、同年9月30日は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月30日
② 平成16年7月10日
③ 平成16年9月30日
④ 平成16年12月10日

A社から支給された平成15年9月分の賞与（70万円）について、賞与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便では年金記録が無い。また、平成16年に支給された7月分（50万円）、9月分（100万円）及び12月分（12万6,000円）の賞与について、同年7月及び同年9月は年金記録が無く、同年12月は標準賞与額150万円の記録とされていることに納得できない。申立期間の賞与について、厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された平成15年の賃金台帳及び申立人から提出された賞与明細書（平成15年9月分）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主に

より賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届は未提出であったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された平成16年の賃金台帳により、申立人は平成16年7月10日に51万3,000円、同年12月10日に102万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等において確認できる賞与額から、申立期間②については50万円、申立期間③については100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③に係る賞与支払届を未提出であったと認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、オンライン記録では、申立人の平成16年12月10日の厚生年金保険の標準賞与額は、150万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された平成16年の賃金台帳により、申立人は、8万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A社は、賞与支払届を賞与の支払の都度届け出しておらず、申立期間②、③及び④に支払った賞与額を合計した額を、平成16年12月にまとめて届出をしたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立期間④の標準賞与額については、賞与明細書等で確認できる保険料控除額から、8万4,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和31年5月1日から同年8月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年9月1日まで
② 昭和33年9月1日から34年11月まで

私は、A社に昭和30年4月1日から31年8月31日まで勤務し、B社に33年9月1日から34年11月まで勤務した。保険料控除を証明できる資料は無いが、正社員として勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「同じ中学校から同級生3人と共に昭和30年4月にA社に入社した。」としているところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、入社後1年以内に退職したとみられる1人を除く2人は、同社において31年5月1日に資格取得していることが確認できる。

また、当該2人の同僚のうち、昭和31年8月25日に資格喪失している者は、「申立人と私は、昭和30年4月に入社し、同じ仕事をしており、31年8月の同時期に退社した。」と証言しているとともに、同年12月26日に資格喪失している者は、「私は、申立人と同じ中学校から同時期に入社した。昭和31年9月か10月ごろ、製造関係の仕事が無くなり、植林の仕事に変わったが、そのころには申立人ともう一人の同僚は退職していた。」と証言していることから、申立人は、30年4月にA社に入社し、少なくとも31年8月24日までは勤務していた

ものと認められる。

さらに、申立人及び当該同僚が記憶しているA社の従業員数は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数とおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月1日から同年8月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬額については、申立人と同種の業務をしていた同僚の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、資格取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和30年4月1日から31年5月1日までの期間については、複数の同僚の証言及び被保険者記録の状況によると、当該期間が厚生年金保険被保険者資格を取得させない試用期間であったものと考えられるほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和31年8月25日から同年9月1日までの期間については、上述のとおり、同年12月26日に資格喪失している同僚の証言から判断して、申立人が少なくとも同年8月中にはA社を退職していたことがうかがわれるほか、申立人の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和30年4月1日から31年5月1日までの期間及び同年8月25日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するB社は、「申立人はB社で勤務したことは無い。また、申立人が、当社の現場監督であったと記憶している申立人の伯父は、申立期間当時は当社の社員ではなく、申立期間後に社員になっている。申立人が当社の現場で働いていたことが確かであるならば、当社の下請会社に在籍していたものと推測できる。」と回答している。

また、申立人の伯父は、昭和37年4月6日にB社で厚生年金保険の被保険者

資格を取得しているものの、申立期間②に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、現場監督であった伯父以外の同僚の名前を記憶しておらず、B社の回答にある下請会社は、名称及び所在地も定かでないことから、周辺調査を行っても事業所の所在を確認できない。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年10月までの期間及び平成12年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年10月まで
② 平成12年7月
③ 平成14年4月から15年3月まで

30年以上も前のことなのでよく覚えていないが、20歳のころは国民年金保険料を納付していたと思うし、平成12年7月は結婚していたため、元妻が納付してくれていたと思うので、保険料の納付があったことを認めてほしい。また、14年4月の会社退職後から生活保護を受けていたと思うので、平成14年度の保険料については免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金被保険者資格取得手続を行った時期、場所のほか、国民年金保険料の納付時期、納付方法等についての記憶は無く、同手続及び保険料の納付に関する具体的状況は不明である。

また、申立人は、申立期間①のうち昭和52年1月から同年6月までについては、厚生年金保険に係る申立てと重複して申立てを行っているが、これはこの期間において申立人が厚生年金保険被保険者ではなかった場合は、国民年金被保険者として保険料を納付していたのではないかとする考えに基づくものであり、この期間に係る申立人の記憶は曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は平成7年5月にA市で払い出されたものであり、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人に

係る国民年金被保険者資格取得手続はこのころに初めて行われたものとみられる。このことから、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、申立期間①の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は申立期間②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする元妻から申立期間②の保険料納付等の状況について確認することもできないことから、申立期間②に係る保険料の納付の状況は不明である上、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

その上、申立人は申立期間③については、平成14年4月の会社退職後から生活保護を受け始めた記憶があるとしているが、A市の生活保護に係る記録によると、申立人が生活保護法に基づく生活扶助及び生活扶助以外の扶助を受け始めたのは15年5月からであることが確認できることから、申立期間③において、申立人は法定免除の対象者ではなかった上、申立人は14年4月の会社退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いとしており、オンライン記録によれば、同年12月に国民年金加入勧奨の対象者とされていたことから、申立人はこのころまで国民年金に未加入であったものとみられ、申立期間③について免除申請を行うこともできなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたこと、及び申立期間③の保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたこと、及び申立期間③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から同年7月まで

申立期間に係る国民年金の加入手続について、会社退職時にアドバイスしてもらった記憶があるが、加入手続及び保険料の納付について詳細なことは覚えていない。年金に関して全く無関心であったことは良くないと思うが、納付すべきものはどんなものでも納付しているので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、時期、場所、納付金額等は記憶が無いとしており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録では、申立人は、平成7年4月に厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い国民年金被保険者資格を喪失した後、8年4月に当該厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、この後は国民年金被保険者資格を取得すること無く、同年8月に再び厚生年金保険被保険者資格を取得したこととされており、A市の申立人の国民年金に係る記録でも、7年4月に国民年金被保険者資格を喪失して以降、同資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月

夫の転職に伴い国民年金保険料が未納とされていたが、後日、A市役所又は社会保険事務所(当時)から通知があり、同市役所に赴いて夫婦二人分の未納保険料を納付した。

領収書を受け取ったかどうか記憶に無いが、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所又は社会保険事務所から夫婦二人分の国民年金保険料の未納通知があったので、同市役所に赴き申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間に係る国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続、保険料の納付時期、保険料額等の記憶は曖昧であることから、国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人については、平成8年2月19日に、3年3月から5年12月までの期間について第3号特例納付の処理が行われ、8年3月4日に、3年2月21日の第3号被保険者資格の喪失及び第1号被保険者資格の取得並びに同年3月1日の第1号被保険者資格の喪失処理が行われたことが確認できる。これは、夫が厚生年金保険被保険者資格を3年2月21日にいったん喪失し、同年3月1日に再度取得したことによるものと考えられ、申立期間である3年2月が第1号被保険者期間とされた8年3月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかった。

さらに、申立人は、夫婦二人分の未納通知が届いたとしているが、夫は、申

立期間については国民年金に未加入とされている（申立期間以外は厚生年金被保険者期間）ことから、夫に対して未納の通知が届くとは考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から62年9月まで

私は、会社退職（昭和60年3月）後、再度会社勤めをすることになり、それまで加入していなかった国民年金のことを改めて知り、62年10月ごろにA市B区役所で妻と一緒に初めて二人の国民年金の加入手続を行った。この加入手続の際に、半強制的に申立期間が未納であるから国民年金保険料を納付するように言われたので、妻の未納期間の保険料と一緒にまとめて20万円から30万円ぐらい納付した。妻の年金手帳には最初の資格取得日が60年3月と記載されているにもかかわらず、私の手帳にはその記載が無い上、妻は、申立期間が納付済みとされているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年10月ごろに妻と一緒にA市B区役所で初めて国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人は加入手続に際し、当時所持していた年金手帳を持参したかどうか、加入手続後に新たに年金手帳の交付を受けたかどうか記憶は無いとしている上、一緒に加入手続を行ったとする妻は、加入手続時の状況について記憶に無いとしていることから、申立人の加入手続の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、妻の国民年金手帳記号番号は、昭和63年2月4日にA市B区に払い出されていることから、このころに妻の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって60年3月25日とする事務処理がなされたものとみられる。しかしながら、申立人については、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないとしている。このため、

申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、昭和62年10月ごろ、加入手続を行った際に、申立期間の保険料を妻の分と一緒に20万円から30万円ぐらい納付し、妻は申立期間が納付済みとされているとしているが、i) 前述のとおり、妻の国民年金手帳記号番号払出日は63年2月4日とされており、このころに加入手続が行われたとみられること、ii) 妻の納付記録を見ると、申立期間のうち60年3月から同年12月までは未納とされており、この未納期間は前述の妻の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、時効により保険料を納付できない期間であること、iii) 申立人の述べている区役所で納付できる現年度保険料額は、二人合わせても8万8,800円となることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、申立期間当時、学生で親元から離れてA市に居住していた。平成2年*月、20歳になり、親から国民年金に加入するよう勧められ、1か月間加入するか考え、2年4月ごろ、同市役所で国民年金加入手続を行った記憶がある。国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無く、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、納付書に現金を添えて同市役所で納付した記憶があるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月ごろにA市役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶があるとしているところ、申立人は、加入手続後に交付される年金手帳の受領時期、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額の記憶は無いとしていることから、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に「法改正（H3.5.31届出）」と記載されていること、及びこの年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この届出日に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる上、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれも資格取得日が平成3年4月1日とされていることが確認できる。このため、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から同年12月まで

私は、ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知った。自宅に郵送されたはがきにより、2回ぐらいA社会保険事務所（当時）の窓口で保険料を納付した覚えがある。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に郵送されたはがきにより、2回ぐらいA社会保険事務所の窓口で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、納付したとする期間、納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとしており、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録の納付督促事跡を見ると、平成16年12月11日から19年1月23日までの間に10回納付督促されていることが確認できる。この納付督促の対象となった期間は、申立期間直前の15年10月から16年3月までの保険料が同年6月4日に、申立期間直後の17年1月から18年1月までの保険料が19年2月27日にそれぞれ過年度納付されていること、及び同記録において「納付書作成 平19.1.30」と記録されていることから、申立期間を含む16年4月から18年1月までの期間であったものとみられる。しかし、納付書が作成された19年1月30日の時点においては、この納付督促対象期間のうち、過年度納付が可能な申立期間直後の17年1月から18年1月までの期間の納付書が作成・送付され、申立期間は既に時効のため納付書は作成されず、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、B事務センターでは、A社会保険事務所で窓口領収した平成16年4月から19年3月までのすべての領収済通知書を調査したところ、15年10月から16年2月までの期間及び同年3月の保険料がそれぞれ同年6月4日に納付された領収済通知書が確認されたとしていることから、同日に2回に分けて納付した保険料が、申立人が2回ぐらい同社会保険事務所で納付したと記憶している保険料である可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年7月まで

私は、ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知った。当時、私は、A町で両親と同居し、個人で運送業を営んでいた。申立期間は、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料の納付について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出補助簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺の任意加入者の資格取得日の状況から、昭和50年10月ごろにA町で払い出されたとみられ、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、その際に資格取得日をさかのぼって、厚生年金保険被保険者資格喪失日である48年8月26日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月から同年7月まで
私は、平成14年2月に会社を退職し、同年7月まで海外に留学していた。この間の国民年金保険料は、母親が納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の国民年金の加入手続時期、加入手続場所、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての明確な記憶は無いことから、加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成14年2月22日付けで第1号・第3号被保険者取得勸奨者とされ、同年4月22日に「初回勸奨」が作成されていること、15年8月26日付けで未加入期間国民年金適用勸奨者とされ、「未適用者一覧表」が作成されていることが確認できる。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、このことはA市では申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していた記録は存在しないとしていることとも符合する。このため、申立人に対し申立期間の納付書が発行・送付されたとは考え難く、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から57年3月まで

母親が、知人から20歳から卒業する月までの学生であった期間について、さかのぼって国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を納付することができること聞き、収入の無かった学生時代の分は親の責任であるとの思いで、A市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をまとめて同区役所の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続時期、さかのぼって納付したとする保険料額及びその納付時期については覚えが無いとしている上、保険料はA市B区役所の窓口で納付したとしているものの、同市では、過年度保険料は取り扱っていないとしており、母親の申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年1月24日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続の際にさかのぼって資格取得日を57年4月1日とする事務処理がなされたものとみられる。この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間は学生であったとしていることから、申立人にとって当該期間は任意加入対象者となる期間であり、この期間について、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、

申立人は申立期間において国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録及びA市が保管する記録によると、国民年金加入手続後の昭和59年2月13日に57年4月から58年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できる上、母親がまとめて納付したのは、制度上納付が可能な期間に係る保険料であったとしていることから、加入手続後、さかのぼってまとめて納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から47年12月まで

私は、昭和42年10月ごろに、A社会保険事務所（当時）で元妻の分と共に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、同社会保険事務所で任意継続の健康保険料及び厚生年金保険料と一緒に一つの窓口で納付したと記憶しており、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ごろに、A社会保険事務所で元妻の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月にB市において連番で払い出されており、申立人は申立期間から平成6年まで住民登録の異動が無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金加入手続を行った際に受領したとする国民年金手帳には、所得比例保険料に関する事項が印刷されており、当該国民年金手帳は、所得比例保険料制度が創設された昭和45年10月以降に発行されたものであることが確認できる。B市が作成していた申立人の国民年金被保険者名簿においても、欄外に「47.12.15」との記載があり、これは当該名簿が47年12月に作成されたことを示すものとみられる。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和47年12月ごろに行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日の42年10月31日とする事務処理が行われたものとみられる。この国民年金加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち同年10月から45年9月までの保険料は時効により納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、任意継続被保険者として健康保険・厚生年金保険に加入しており、これらの保険料と国民年金保険料をA社会保険事務所の同一窓口で納付していたと説明している。しかし、同一期間について、国民年金と厚生年金保険の両制度の被保険者となることはできず、社会保険事務所の同一窓口で両制度の保険料を同時に受領したとは考え難いほか、申立人が申立期間同時に健康保険と厚生年金保険の任意継続被保険者であったとの記録は確認できない。

加えて、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる時点では、申立期間のうち昭和45年10月から47年12月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であった。しかし、申立人は、保険料をさかのぼってまとめて納付したことは無いとしているほか、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出された元妻の当該期間の保険料も未納であり、当該期間の保険料が過年度納付及び現年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から57年10月2日まで

私は、昭和42年10月に会社を退職し、A社会保険事務所（当時）で厚生年金保険料と健康保険の任意継続保険料と国民年金保険料を一緒に一つの窓口で納付したと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年10月に会社を退職後、厚生年金保険料を継続して自らが納付した。」と主張している。

しかし、当時の厚生年金保険法第15条により、厚生年金保険の第四種被保険者資格を取得するためには、第四種被保険者資格の取得時において厚生年金保険被保険者期間が10年以上あることが必要であるが、昭和42年10月の時点の申立人の被保険者期間は、5年1か月であることから、申立人が申立期間において第四種被保険者資格を取得できたとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（第四種）は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時、健康保険（任意継続）及び国民年金に加入していることについて、「これらの保険料と厚生年金保険料をA社会保険事務所の同一の窓口で納付した。」と主張している。しかし、同一期間において両年金制度の被保険者となることはできず、当該社会保険事務所の窓口が両年金制度の保険料を同時に受領したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月ごろから 59 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 5 月ごろから約 1 年間、A 社で営業部次長として勤務した。勤務当時は、社宅に入居し、健康保険証も持っていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の事業主及び複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、A 社は、「当時の人事及び社会保険に関する書類が無く、申立期間について、厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出を行っていたのかどうか、給与から厚生年金保険料を控除していたのかどうかは分からない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A 社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立期間当時、A 社の厚生年金保険の取扱いは、明確でなく、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者もいた。」旨証言しており、申立期間当時、同社では、すべての社員について、採用と同時に、直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年 12 月 1 日から現在まで、継続して国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

ねんきん定期便を見て、昭和 62 年 2 月の国民年金保険料が未納になっていることを知った。同年 2 月 27 日をもって会社都合の希望退職に応じて離職したが、国民年金の加入手続の際、担当者から、年金の支払義務は 2 月度から発生すると言われたため、その場で直接、A 社の事務担当者に電話したところ、「手続しておくので、年金の支払は 3 月からにしておけば良い。」と言う返事だった。希望退職日を設定したのは会社側であり、申立期間に厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された従業員名簿、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書、同資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）及び事務担当者的手持資料、並びに雇用保険の記録により、申立人が、昭和 49 年 3 月 22 日に同社に入社し、62 年 2 月 27 日まで同社に継続して勤務していることが認められるが、申立人の同年 2 月 28 日の勤務は確認できない。

また、A 社の事務担当者は、「当時の事務担当者は、既に退職しており、当時のやり取りは分からないが、社会保険関係の書類によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 62 年 2 月 28 日となっており、その後、これを訂正したという資料は見当たらない。」と回答している。

さらに、A 社の当時の事務担当者は、「当時、私は係長だった。しかし、申立人と、退職日や国民年金保険料の納付のことについて、電話で話したかどうかは記憶していない。本件については、希望退職なので、できるだけ手取り額を多くしてあげたいということで、月末に被保険者資格を喪失させるよう配慮したのかもしれない。月末喪失なので、退職月分の厚生年金保険料は控除して

いないと思う。」と証言している。

加えて、申立人は、「当時、希望退職に応じた者は20人以上いたと思う。」と述べているところ、昭和51年8月1日に、申立人と一緒に、A社本社で厚生年金保険被保険者資格を取得した188人のうち、申立人と同日の62年2月28日に被保険者資格を喪失している者が20人認められる一方で、翌日の3月1日に被保険者資格を喪失している者は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月ごろから51年3月1日まで

私は、申立期間にA社で勤務していたが厚生年金保険被保険者記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社において勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿を確認したが、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、所在地管轄の法務局に確認したが、同社の商業登記簿の記録も無い。

また、申立期間当時の住宅地図によると、申立人が記憶する所在地でA社の記載は無く、複数の近隣住民に照会しても、同社について情報を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、A社の事業主及び当時の同僚の氏名の記憶も曖昧であることから、これらの者に申立人の勤務状況及び当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月23日から24年3月8日まで
昭和21年3月に学校を卒業してすぐにA社B支店に入社したが、年金記録は24年3月8日からとなっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できた複数の同僚に照会したが、申立人の名前を覚えている者はいたものの、申立人の申立期間の勤務実態及び勤務期間を特定できる証言は得られなかった。

また、A社B支店は、昭和37年10月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の妻は、「申立期間中に勤務していた会社はA社B支店であると思うが、別の事業所である可能性もある。卒業見込年月日である昭和21年3月23日の後、すぐに会社で勤務していたのかもはっきりとはしない。」と証言しており、申立期間に申立人が勤務したとする会社がA社B支店であるか否かについては、曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 25 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 46 年 1 月 24 日まで A 事業所で働いた。年金記録は、B 社の親族会社の C 社で記録されているものの、B 社に同年 1 月 25 日から 48 年 7 月 23 日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間について同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C 社は、「B 社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社への出向という取扱いで、当社において厚生年金保険の手続をしていた。申立人については、提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書のとおりに行った。厚生年金保険料は、資格取得した月から控除していたと思われる。」と回答している。

また、上記の資格取得確認通知書に記載されている資格取得日（昭和 46 年 2 月 1 日）は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

さらに、C 社において、給料の締日（20 日）から同月末までに入社した者 3 人が、申立人と同様に、入社した月の翌月 1 日付けで資格取得していることが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の事務の取扱いについて確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月から 37 年 9 月まで
申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された戸籍の附票によれば、昭和 31 年 8 月 21 日から 37 年 7 月 15 日までの間、申立人の住所がA社の所在地と同じであったことから判断すると、申立人が、当該期間について同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 31 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日より後の期間に適用事業所であった記録は確認できない上、同社においては、30 年 7 月 20 日に被保険者資格を取得した者を最後に、新たな資格取得者は見られない。

また、申立人が同時期に勤務したとして名前を挙げている同僚 5 人についても、申立人と同様に、A社での厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は昭和 49 年 10 月 * 日に解散している上、当時の事業主、及び申立期間当時に被保険者記録がある者（4 人）とは連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から46年12月1日まで
② 昭和48年11月21日から同年12月17日まで

申立期間について、A社に住み込みで働いていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の元請会社であるB社C支店及びA社とみられる事業所に雇用保険の記録が確認できることから、当該期間に、B社C支店及びA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和46年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であったことは確認できない。

また、元請会社のB社C支店は、「昭和45年ごろまでは現在の下請制度とは違い、直僱制度を取っていた。厚生年金保険には、作業班の工長（代表）、世話役（班長）、帳付け（事務担当）までが加入していた。一般作業員については、D健康保険組合の第二種（日雇健康保険）のみ加入させており、厚生年金保険には加入させていなかった。当社保管の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録は無い。」としている。

申立期間②について、同僚のうちの一人は、「申立人は、当該期間当時、一時帰郷していたのではないか。」としている上、ほかの同僚からも、申立人が当該期間に継続してA社に勤務していたとする証言は得られない。

また、申立人は、申立期間②の前後の期間に係る雇用保険の記録は確認できるものの、当該期間に係る雇用保険の記録は無い。

さらに、A社の現事業主は、「先代の社長は死亡しており、当時の資料も無いため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱

いについて確認できない。」としている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年ごろから 34 年ごろまで

A 社の下請の B 事業所の寮で生活していた。仕事を紹介してもらった C 氏と現場監督の D 氏の顔は忘れていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の下請である B 事業所の事業主の息子(当時は帳付けなどを担当。)が、「B 事業所は、申立期間当時、申立人が記憶する E 県の公共工事を施工した。」としていること、及び当該公共工事を管轄していた A 社 F 支店で申立期間に被保険者記録が確認できる現場監督の D 氏を申立人が記憶していることから、申立人は、同社の下請である B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 事業所の事業主の息子は、「当時、B 事業所は法人事業所ではなく、厚生年金保険の適用事業所でもなかった。」としているところ、同事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、A 社 F 支店の事務担当者及び B 事業所の帳付けであった人たちは、「B 事業所は下請の作業員であるが、作業員の人でも世話役クラス以上の管理的立場の人で、G 健康保険組合の 1 種加入の人は、A 社名義で厚生年金保険に強制的に加入させていた。しかし、現場作業員は G 健康保険組合の 2 種(日雇)と雇用保険のみの加入であった。」としている。

また、A 社 F 支店は、昭和 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、それより前の期間は、適用事業所であったことが確認できないところ、同社 F 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に被保険者記録がある者で現場作業員であった者は確認できない。

さらに、A 社は、「当時の社員名簿に申立人の名前は無い上、当時の資料も

現存していないため、B事業所及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」としている上、同僚も申立人を記憶している者はおらず、紹介者のC氏及び世話人のH氏は当該名簿に記録が無いため特定できず、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A社F支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（資格取得者88人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 9 月 1 日まで

A社での厚生年金保険の被保険者期間は昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 2 月 22 日までとなっているが、昭和 62 年 12 月から同社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚が、「入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期が異なっている。」としており、A社では、申立期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、申立期間当時の記録は無く、当時の取扱いは不明であるとしている上、当時の事務担当者とは連絡が取れず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において、B市の国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、A社に係るオンライン記録の申立期間（資格取得者4人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月から 19 年 8 月まで

申立期間について、年金事務所の記録の標準報酬月額が、当時の給与支給額に比べて著しく少ない期間がある。これは、保険料を会社が意図的にごまかしていたために違いないので、上記期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことは確認できるが、当該給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から同年9月1日まで

私は、昭和45年4月から60年4月末まで、A事業所で継続勤務していたが、ねんきん特別便を見たら、同事業所をいったん退職したことになっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者記録とされていないことが分かった。

保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間も継続してA事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所を一時的に退職したことはない。」としつつも、「申立期間前の昭和47年1月、同僚と自動二輪車に同乗中に交通事故で、両足と左手を負傷し、具体的な期間は記憶に無いが、仕事に就けなかった期間がある。」とし、当該同僚も「昭和47年の成人の日の前に、申立人と自動二輪車に同乗中に事故に遭い鎖骨を骨折し、しばらく入院していた。」としているところ、オンライン記録によると、当該同僚も申立期間については同事業所の被保険者期間が欠落していることが確認できるとともに、申立人及び同僚の同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、交通事故などの第三者の行為を原因とする治療が行われたことを意味する「第三者行為届出47. 1. 31」の記録が確認できる。

また、申立人及び同僚の当該被保険者原票には、昭和47年2月1日の資格喪失により健康保険証を社会保険事務所（当時）に返納したことを意味する「証返47. 2. 12」の記録が確認できるとともに、健康保険の継続療養受給者であることを意味する「55条該当」、及び継続療養受給資格者証を返納したことを意味する「証返47. 2. 24」の記録が確認できることから、事業主は、交通事故に

より一時就業できなくなった申立人及び当該同僚について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「給料は、日給月給であった。」としていることから、事業主は、休業期間中の給料を申立人に支払っておらず、厚生年金保険料も控除していなかったものと考えられる。

加えて、A事業所は、平成8年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は疾病療養中のため、申立期間当時の事情を聴くことができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月23日から同年6月1日まで
A社に勤務していたところ、委託元のB社の事業主から誘われたため、A社を退職し、B社で働き始めたが、経営状態が悪く、給与を一度ももらえず倒産した。

ねんきん特別便で確認したところ、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていないが、B社の同僚に確認したところ、給与から厚生年金保険料を控除されていたとのことなので、当該期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社に係る未払賃金の立替払事業における確認通知書により、申立人は、申立期間のうち、平成9年2月25日から同年5月16日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の証言及び上記確認通知書により、申立人は、B社に係る未払賃金について、労働基準監督署長の認定を受け、労働福祉事業団から未払賃金の立替払金を受けていることが確認できることから、当該期間に、同社からは給与の支給がなかったものと認められる。

また、申立期間当時の事業主は、「当時の資料は無く、詳細は不明である。」としており、当該期間における厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる回答は得られない上、申立期間においてB社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の保険料控除をうかがわせる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3809

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月14日から59年6月4日まで

私は、昭和52年2月にA社入社後、平成7年9月に退職するまで継続して勤務していた。ところが、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が空白期間となっていることが分かった。同社を途中で休職した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B市の国民健康保険記録によると、申立人は、昭和57年3月14日に国民健康保険の被保険者資格を取得し、59年6月5日に資格を喪失していることが確認でき、当該期間は、申立期間と一致する。

また、A社は、多数の事業所に従業員を派遣して事業を行っているが、同社には申立期間当時の人事記録等は残っておらず、申立期間に申立人が派遣されていた事業所名は確認できない上、申立人の夫も申立人の派遣先事業所を承知していないことから、申立期間当時の同僚を特定することができず、申立人の申立期間の勤務実態について確認できない。

さらに、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和57年5月31日に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年12月まで
② 昭和39年1月から40年2月まで

私は、知り合いの紹介でA社B支店に昭和37年10月に入社し、38年12月まで勤務した。また、C事業所D支店では39年1月から40年2月まで勤務した。

私がA社とC事業所D支店に勤務していた期間を調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社B支店での業務内容を記憶している上、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が「申立人は、A社の仕事をしていた。」と証言していることから、申立人は、時期は明らかでないが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該同僚は、「A社で勤務していた者のうち厚生年金保険被保険者資格を取得していた者は自分を含めた職長クラスだけで、申立人を含む作業員は資格取得していなかった。」と証言している上、A社からB支店が独立して法人となったE社の役員は、「申立期間当時、B支店はA社の仕事をしていた。職長クラスの者だけが、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた。」と回答している。

また、申立人は、A社での雇用形態は日雇であったと証言しているところ、同社は当該雇用形態の者は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと回答している。

申立期間②について、申立人の姉の証言から判断して、申立人は、時期は明らかでないが、C事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C事業所を承継したF事業所は「当時の記録は残っておらず、申

立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する事実を確認できない。」と回答している。

また、申立期間当時、C事業所の厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に照会したが、申立人と同じ支店で勤務していた者はおらず、申立人の同事業所での勤務実態を確認できない。

さらに、申立人のC事業所での勤務期間及び保険料控除についての記憶はあいまいである。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月までのうち3、4か月

私は、A社会保険事務所(当時)で私自身が忘れていた「B社及びC社に勤めたことはありませんか。」と言われ、B社とC社には確かに勤めていたことを伝えた。しかし、C社は統合されたがB社は記録が確認できないため統合されないと当該社会保険事務所から言われた。

しかし、私は、B社でパートタイマーとして、昭和45年4月から48年3月まで期間のうち、3、4か月は勤務しており、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が全く無いのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にB社の厚生年金保険被保険者記録のある34人に照会し、このうち15人から回答を得たが、申立人が同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、当該15人のうち、複数の者が、「自分が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期には3か月から4か月の開きがある。」としている上、B社は、「当時の事業主及び事務担当者は他界しており、当時の関係資料も無いので、申立人が勤務していたことは確認できない。また、入社してもすぐに辞める者が多いため、厚生年金保険等の社会保険手続は、経験者を除き、入社後、早くても1か月、通常3か月から4か月後に行っていた。」と回答していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について調査したが、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、B社における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月10日から35年1月20日まで
② 昭和35年2月1日から37年2月23日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したとされているが、受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性32人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年2月の前後2年以内に資格喪失した者7人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に支給記録が確認でき、そのうち6人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月2日から36年3月7日まで
平成20年1月に社会保険事務所(当時)へ相談に行った時に、初めて、脱退手当金を受給していることになっているのを知った。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和36年7月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に脱退手当金が支給された当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和56年9月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月23日から41年8月21日まで

私は、A社B支店で勤務していた期間の脱退手当金を受給した記憶があるが、C社D支店については、手続きした記憶も無く、また、受給した記憶も無いため、調査して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、申立期間も併せて請求手続きがとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続きしたと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続きが行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が勤務していたC社について、整理番号*番から*番までの女性の被保険者(申立人は*番)42人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和41年8月の前後2年間については、資格喪失者15人、うち13人が受給しており、全員に「脱」表示が記され、12人については6か月以内に脱退手当金の支給がなされていた。

さらに、C社は、「当時は脱退手当金の請求手続きは事業所が代行していたようである。」と回答しており、複数の同僚も脱退手当金の請求手続きを同社に代行してもらった旨証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間

の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。